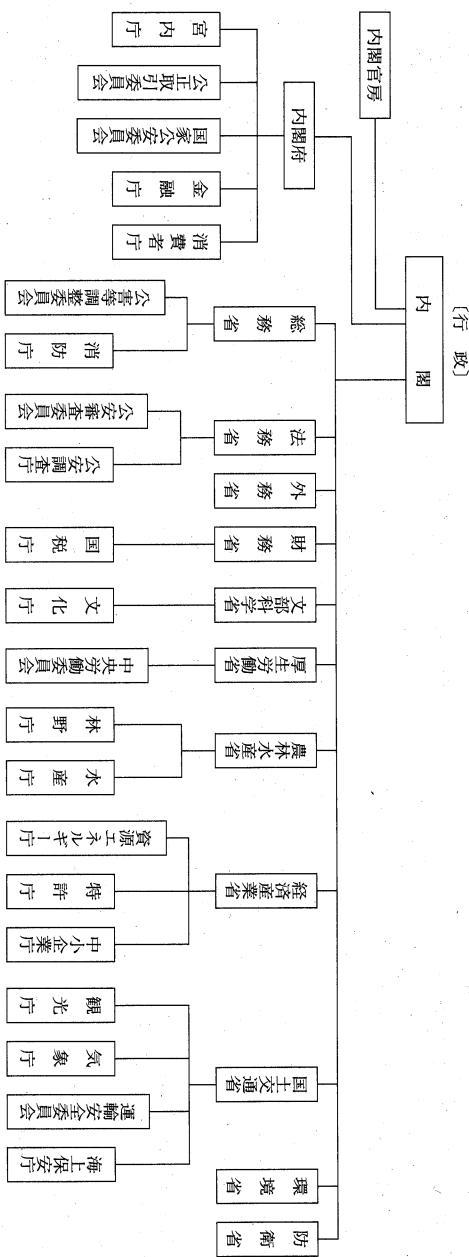


補遺 『憲法概説〔補訂版〕』卷末資料

防衛省、消費者庁等の新設、国籍法及び教育基本法の改正にともない、行政機構図（二四四頁）と、国籍法（抄）（二六八頁）【5】、教育基本法（二七四頁）【9】を差し替えさせていただきます。

行政機構図



【5】国 稽 法 (抄)

(平成二十年十二月二十一日)
法律第八十五回

第一条 (この法律の目的) 日本国民たる要件
は、この法律の定めるところによる。

第二条 (出生による国籍の取得) 子は、次の
場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であると
き。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本國
民であつたとき。

三 日本で生まれた場合において、父母がど
もに知れないとき、又は国籍を有しないと
き。

第三条 (認知された子の国籍の取得) 父又は
母が認知した子で二十歳未満のもの（日本國
民であつた者を除く。）は、認知をした父又
は母が子の出生の時に日本国民であつた場合
において、その父又は母が現に日本国民であ
るとき、又はその死亡の時に日本国民であつ
たときは、法務大臣に届け出ることによつて、
日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届
出の時に日本の国籍を取得する。

【9】教育基本法

(平成十八年法律第二百二十号)

教育基本法（昭和二十二年法律第二百五号）
の全部を改正する。

目 次

前 文

第一章 教育の目的及び理念（第一条～第四
条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条～
第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

我々は、日本国憲法の精神にのつとり、我が國
の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振
興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成を
目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成
者として必要な資質を備えた心身ともに健康
な国民の育成を期して行われなければならない
い。

第二条 (教育の目標) 教育は、その目的を実
現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に
掲げる目標を達成するよう行われるものとす
る。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求
める態度を養い、豊かな情操と道德心を培
うとともに、健やかな身体を養うこと。
二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ば
し、創造性を培い、自主及び自律の精神を
養うとともに、職業及び生活との関連を重
視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と
協力を重んずるとともに、公共の精神に基
づき、主体的に社会の形成に参画し、その
発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保
文化の創造を目指す教育を推進する。こゝに、

全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくん

できた我が国と郷土を愛するとともに、他國を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第三条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる、その成果を適切に生かすことができ、その社会の実現が図られなければならない。

第四条（教育の機会均等） すべて国民は、ひ

としく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、

その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならぬ。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対し、奨学の措置を講じなければならぬ。

第二章 教育の実施に関する基本

第五条（義務教育） 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を

重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これら成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

第八条（私立学校） 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によつて私立学校教育の振興に努めなければならない。

第九条（教員） 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

第十条（家庭教育） 父母その他の保護者は、

子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第十一條（幼児期の教育） 幼児期の教育は、

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて、その振興に努めなければならない。

第十二条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

ばならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、

公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。

第十三条（学校・家庭及び地域住民等の相互の

連携協力） 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

第十四条（政治教育） 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。

第十五条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

第十六条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、

教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準

の維持向上を図るため、教育に関する施策を

総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

第十七条（教育振興基本計画） 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。